

山陽小野田市農業委員会

第 2 9 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1 7	上	田	進
委	員	1	松	村	孝 子
		4	田	中	覺
		5	眞	鍋	喜久夫
		6	篠	原	佐二郎
		7	齊	藤	勇
		8	高	畑	憲 二
		9	伊	藤	周 作
		1 0	二	井	太刀男
		1 1	福	間	武 勝
		1 2	木	村	芳 則
		1 4	村	上	俊 治
		1 5	縄	田	國 和
		1 6	田	尾	光 一
		1 8	辻	村	勝 好
		2 0	中	重	壽
		2 1	長谷川	邦	夫
		2 2	山	本	シゲ子
		2 3	松	本	隆 博
		2 4	水	津	治
		2 5	重	永	達 記

4. 欠席委員

		2	大	田	チズ子
会長職務代理者		1 3	川	空	忠 男

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第115号 農地法第3条 権利の移動

議案第116号 農地法第4条 転用

議案第117号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第118号 現況証明願い

報告第55号 水田埋め立て畑地造成事前申し出について

報告第56号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による通知について

報告第57号 公共事業の施工の伴う農地転用について

報告第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第119号 農用地利用集積計画について

議案第120号 農用地利用配分計画について

報告第59号 農業振興地域整備計画の変更について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第29回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は2番大田委員、13番川空委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は9番伊藤委員と10番二井委員にお願いします。会議の書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第115号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。議案第115号番号34について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、外1筆。地目が田、面積が1,253㎡の用途地域内、農用地内です。権利の種類は贈与による所有権移転です。本案件は自宅近くの農地を譲り受けて農業を営もうとするものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 21番	現地調査報告をお願いします。 11月4日、事務局2名、辻村委員と現地調査をしました。山陽総合事務所を出まして、□□□□の方に行くと四つ角があり、□□□□に行く道を左に曲がると□□□□があります。その近くに現地がございます。現状もきちんとしており、名義変更だけで、特に問題はありませんでした。元々、譲受人の所有の農地だったようで、名義変更をしても田への影響も考えられません。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号34について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第115号番号34については承認といたします。次に、番号35について事務局より説明をお願いします。なお、関連の事案がありましたら併せて説明をお願いします。
局長	議案第115号番号35について、議案書をもとにご説明いたします。なお、この案件につきましては、農地法第5条、議案第117号番号108と関連がありますので、併せて説明を行います。まず、議案第115号番号35について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が□□□□号、

□□□□。土地の表示が□□□□番、地目が田。面積が690㎡の農用地外です。権利の種類は売買による所有権移転です。次に、議案第117号番号108についてご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地8、□□□□。譲受人が□□□□号、□□□□。土地の表示が□□□□番4、外1筆。地目が田と畑、面積が1,037.25㎡の農用地外です。転用の目的は資材置場です。当初、3条35と5条108とを併せて資材置場を建設しようとしたましたが、埋立てについて周囲の同意が得られないため、3条35を農地として購入して耕作管理しようとするものです。なお、5条108の申請地両側には構造物による水路がありますが、隣地の給水、排水部分の対応は行い、問題が生じた場合には申請人において対処する旨の記載がされております。3条申請については、申請人が農業従事者であり、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。5条申請については都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。なお、周囲の同意が得られないと申しましたが、昨日、農業委員会の方に周囲の方がお見えになりまして、説明をして協議しました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査報告をお願いします。

18番 □□□□の交差点から300m北へ行ったところの西側に現地があります。5条108の現地は耕作放棄地になっており、境界を探すのも難しい状況でした。30ページをご覧ください。畑の1.25㎡がありますが、草を分けて行かないと境界がわかりませんでした。長谷川委員も現地調査のときに厳しく指摘されておりました。このような状態では今後困るなと感じました。4ページの3条は水路等もきちんとしておりましたので問題はありません。5条は当初、周囲の同意が得られておらず、今後問題が生じたときは譲受人が責任を持って対処するということでしたが、昨日状況が変わったようです。1m程度造成をして資材置場として利用します。3条については耕作をします。

議長 何か質問はございませんか。

4番 造成をするときに隣接の同意が取れていないのはおかしいのではないか。

局長 同意書の添付は必要ありません。ただし、この案件に関しては2か月前から話がありまして、出来るだけ双方で話し合いをするように進めておりましたが、今回申請が出てきました。その時点では同意は取れていませんが、農地法違反ではございませんので受け付けました。

1 6 番	申請地の隣の□□□□さんの田は荒れているのですか。
局長	非耕作です。
1 6 番	今度、□□□□が何かするというのはわかりませんよね。参考までに690㎡の売買価格を教えてください。
局長	70万円で売買されております。
2 1 番	3条で購入ということなので必ず耕作するように立会人の方には伝えております。
1 0 番	境界や水路の問題ですが、工事もきちんとすると本人も言っておりますので大丈夫だと思います。□□□□さんも仕方がないということで承諾していただきました。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。まず、議案第115号番号35について賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員 賛成)
	全員賛成により番号35については承認いたします。
	次に議案第117号番号108について賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員 賛成)
	全員賛成により番号108については承認いたします。
	次に議案第116号農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第116号番号28について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番5、外1筆。地目が田、面積が990㎡の農用地外です。転用の目的は介護施設です。本案件は、介護施設を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
1 8 番	□□□□のところに信号機があり、この信号機から真っ直ぐ北に400m行った東側に現地がございます。介護施設を建設するために分筆をし、造成して建物を建てます。境界もきちんとしており、雨水は農業用水路、下水、汚水は合併浄化槽に流します。水利組合の同意も得ております。盛土の高さは60cmで道路のレベルと同じくらいです。問題となる事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。
4 番	分筆した理由は何ですか。
局長	1,000㎡以下に抑えたいということです。
1 4 番	□□□□の家の隣に同じような施設がありますが何ですか。

1 8 番	介護施設です。その施設の増設になります
1 1 番	浄化槽に水を流すようですが、農繁期のときは水が流れるが、水が流れなくなったら臭気がするのではないか。水利組合の承諾を得ているので問題はないと思いますが。
1 8 番	この施設は身障者の方が作業する場所で、産業廃棄物のような油等を洗い、洗剤が水路に流れたりするのではないですか。
局長	図面等から判断しますと、身障者の方々の訓練作業室と書いてありますので訓練所だと思います。
事務局	今回の施設は介護施設で、訪問介護事業所、障害者介護事業所となっています。□□□□の定款を見ましたが、今言われたような事業は入っておりません。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 2 8 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 1 6 号番号 2 8 については承認といたします。次に議案第 1 1 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 1 1 7 号番号 1 0 6 について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地 3、□□□□、外 1 名。譲受人が大字□□□□番地 1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番 1、外 1 筆。地目が田、面積が 2, 3 5 4 m ² の用途地域内です。転用の目的は宅地分譲です。本案件は、住宅化の進む申請地を取得し、宅地分譲を行おうとするものです。申請地は、都市計画法に規定する用途区域内の第 3 種農地と判断されます。なお、開発許可と同時施行といたします。ご審議の程お願いします。
議長	現地調査報告をお願いします。
2 1 番	1 5、1 6 ページをご覧ください。□□□□を渡り 4 0 0 m 程行った左側に現地がございます。この 2 筆を埋め立てて宅地分譲にしたいということです。現地調査を行ったときは問題となるようなことはありませんでしたが、昨日農業委員会の方に隣接の方から話があったようです。境界や水路については問題ありませんでした。
局長	開発行為もありますので隣接地の同意は得ていましたが、その隣接地に隣接する農地の排水がうまくいかなくなるのではないかと指摘がございました。業者の方と所有者が協議をするということです。
1 4 番	1 6 ページの図面では 7 4 0 - 2 が道路にぶつかっていて、個人名義になっています。1 7 ページ、1 8 ページでは全て道路になっていますがどういうことですか。

局長	□□□□は現況が道路部分になっております。市に寄付するようになります。
1 4 番	了解は取ってあるのですか。
局長	□□□□さんと話は出来ています。
4 番	セットバックはしているのですか。
局長	セットバックしております。
1 6 番	農業振興地域ですか。
局長	用途地域内です。
8 番	下水が通ってないので合併浄化槽になるかと思います。□□□□の水路があると思いますが、農業用水の関係に支障が出ることはありませんか。
局長	□□□□の用水路に流れます。□□□□土地改良区に対しては事前に協議をしております。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたこれより採決に入ります。番号 1 0 6 について賛成の方の挙手をお願いします。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 1 7 号番号 1 0 6 については承認いたします。次に番号 1 0 7 について事務局より説明を求めます。
局長	議案第 1 1 7 号番号 1 0 7 について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□、外 6 名。譲受人が□□□□号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番 1、外 5 筆。地目が田、面積が 6, 3 7 3 m ² の農用地外です。転用の目的は□□□□、駐車場です。本案件は、□□□□事業に伴う□□□□拡張のための転用です。申請地は公共施設から近距離にある第 3 種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
2 1 番	□□□□線を□□□□に向かって行き、□□□□の奥になります。境界もきちんとしておりました。公共事業ではなく 5 条での申請ということでした。現地でいろいろ聞きましたが、この中には水利組合の責任者もあり、十分検討した結果受け入れるということだそうです。排水もなく近隣の方々に迷惑をかけることもございません。右側は住宅になっているのでネットを張って管理するということでした。
議長	何か質問はございませんか。
4 番	□□□□が買うということですが単価はどのくらいですか。
局長	資金計画書では 1 m ² 当たり 1 万円となっておりますが、今から□□□□金額が決定します。これは参考の金額です。
4 番	申請地の隣に□□□□さんと□□□□さんの田がありますが、こ

	の農地は どうして□□□□は買わなかったのですか。この場所は□□□□になるので広い方がいいと思いました。
局長	そこまで把握していないので答えられません。
15番	公共事業は農業委員会の許可がいるのですか。
事務局	農地法第5条、例外規定がございまして土地収用法3条各号に該当する事業については許可の必要はありませんが、例外の例外があって病院、学校、市役所の庁舎については許可を取る必要があるとされています。
15番	以前からそのような規定があるのですか。
事務局	例外の例外については農地法に規定されていますので、以前からそのように取扱いがされていたはずです。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号107について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第117号番号107については承認いたします。次に議案第118号現況証明願いについて上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第118号番号38について議案書をもとにご説明いたします。申請人が□□□□4号、□□□□。土地の表示が□□□□番3、地目が田。面積が1,278㎡の用途地域内です。現況は原野となっております。本案件は時期不詳ですが従前より芦が繁茂し、水が常時たまっている状態です。農地としての利用は不可能なことから現況証明を行うものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。 現地調査報告をお願いします。
議長	34ページをご覧ください。□□□□から□□□□を通り□□□□に行く道、主要地方道□□□□線を通ると□□□□の□□□□に出ます。この陸橋のすぐ手前に信号機があり、この信号機を東側に100m行くと現地があります。現況は芦が生えており管理が困難だと感じました。周辺には病院、住宅があり環境面でも問題があると思うので、このまま放置しておくことは出来ないと思いました。
18番	何か質問はございませんか。
議長	申請地の隣は□□□□さんや□□□□さんの田んぼがありますが、どのような状態ですか。
14番	全て耕作されておりません。
18番	□□□□さんは申請地の隣にも田がありますが、申請は1筆だけです。何か理由があるのですか。
14番	申請地だけが芦が茂っています。隣接地の□□□□さん、□□□

1 8 番	□さんの田はセイタカアワダチソウが生えています。 造成するのですか。
4 番	わかりません。現状では入る道がありません。
1 8 番	現状は変わらず、地目だけ変えることは出来るのですか。
4 番	農業委員会が現況証明を出します。農地以外のものという証明を
局長	しますので法務局が農地ではないという登記をしてくれます。 農地性がある場合は。
4 番	農業委員会が許可をしません。
局長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入り
議長	ります。番号 3 8 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 1 1 8 号番号 3 8 については承認といた
	します。次に報告第 5 5 号水田埋め立て畑地造成事前申し出につい
	て上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第 5 5 号番号 1 9 について議案書をもとにご説明いたしま
	す。申出人が□□□□ 1 8 号、□□□□。土地の表示が大字□□□
	□番 3。面積が 1 1 1 m ² の農用地内です、利用計画は野菜の栽培で
	す。本案件は隣接する管理道より低い土地で管理が難しく、埋め立
	てを行い畑地として利用しようとするものです。ご審議の程お願い
	いたします。
	現地調査報告をお願いします。
議長	□□□□線を北に向いて行き、□□□□から 5 0 0 m 行ったところ
2 1 番	ろを右に曲がると□□□□があります。この途中に現地がございます。
	当日は□□□□の□□□□さんが来られました。所有者の方は
	遠隔地に住んでいます。現地を見ましたがトラクターが入るような
	面積ではなく、管理するのも難しいということで土を入れて大豆等
	を作りたいということです。今は少し草が生えていますが、管理す
	るということでとても良いことではないかと思います。周りも所有
	者の土地なので迷惑を掛けることはありません。
	何か質問はございませんか。
議長	遠隔地にいるということですが誰が管理するのですか。
1 4 番	法人が管理をします。
局長	法人が集積の中に入れるということですか。
1 4 番	確認をして後ほどお伝えします。
局長	申請地の周りに□□□□さん名義の田と畑がありますが、この農
1 4 番	地も法人が管理しているのですか。
局長	□□□□は法人が管理しています。申請地の上に法人の倉庫があ
	りますので、そこに出入りするために申請地も一緒に借りたいとい

	うことも含め今回の申請が出されました。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたら報告第55号番号19の審議を終わります。次に報告第56号農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第56号番号7について議案書をもとにご説明いたします。転用者が大字□□□□番地5、□□□□。土地の表示が大字□□□□番4、地目が田。面積が17㎡の農用地内です。転用内容は農業用道路です。本案件は奥側の農地に入る進入路を建設するものです。なお、この案件に関しては既に分筆し花壇として利用している状況です。ご審議の程お願いいたします。
議長 18番	現地調査報告をお願いします。 □□□□線、□□□□と□□□□がある□□□□の交差点から南に300m行ったところに現地があります。登記簿上は田ですが現地はブロックで花壇が出来ていました。花壇を崩して進入路として広く利用したいということでした。境界や排水等も問題はありませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第56号番号7の審議を終わります。次に報告第57号公共事業の施工に伴う農地転用通知書について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第57号番号9について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地、□□□□。借受人が□□□□1号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番2、地目が田。面積が269㎡の農用地内です。転用の内容は□□□□工事に伴う仮設道路です。本案件は□□□□仮設道路の建設に関する一時転用です。なお、この事案につきましては一時転用に関するもので、工事終了後は原形復旧を義務付けるものです。ご審議の程お願いいたします。
議長 21番	現地調査報告をお願いします。 先ほどご説明した報告第55号番号19の位置の反対側になります。今年の災害で□□□□の護岸が少し破れたということで修理するため、仮設道路を設置します。市役所の関係者が現地に来られ工事終了後原状復旧を必ず行うと言われました。問題となる事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第57号番号9の審議を終わります。次に報告第58号農地法第18条第6項の規定による通知について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号96から番号164までの69件です。農地中間管理事業等の事業実施によ

	り現契約を合意解約するものです。ご審議の程お願いします。
	何か質問はございませんか。
議長 20番 局長	解約することで何かメリットはあるのですか。 今の質問についてですが、後ほど利用集積計画、配分計画がありますのでそのときにご説明いたします。
議長	他に何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第58号の審議を終わります。次に議案第119号農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明を求めます。
議長	議案第119号 農用地利用集積計画(案)について説明します。 山陽小野田市長より平成28年11月10日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は整理番号115番から275番までの161件、523筆、817,640㎡です。なお、整理番号115番は農林振興公社を通しての売買関連の1件、1筆、1,499㎡が含まれております。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第119号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第119号については承認といたします。次に議案第120号農用地利用配分計画について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第120号農用地利用配分計画(案)について説明します。 山陽小野田市長より平成28年11月10日付で農用地利用配分計画の決定を求められております。今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は整理番号8番から529番までの522件、522筆、816,141㎡でございます。ご審議の程お願いします。
議長 14番 農林水産課	何か質問はございませんか。 期間が全て10年になっているのですが規定があるのですか。 農地中間管理機構の契約は基本的に10年です。法人や認定農業者の経営を安定させるために短期間ではなく10年としています。
14番	10年という縛りがあると、途中で法人が解散になったとき補助金の返還等いろいろな問題が出てくる可能性があります。
農林水産課	山陽小野田市の現状の農業は10年より3年や5年の方がいいのではないかという話もあります。実際に石束・不動寺原の付替えの説明会に参加しましたが、地主さんから10年は出来ないといった話もありました。農地中間管理機構の制度は農業法人の経営を安定していくということで10年が基本となっています。国の政策

	に基づいて10年となります。農地中間管理機構を通しての付け替えをすることによって地域集積協力金が法人、個人に入ります。毎年支払われるのであれば返還といったことにもなりますが、今回の付け替えに対して支払われるので、今後は支払われるということはありません。補助金の返還がどのようになるのかというのはまだわかりません。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第120号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第120号については承認いたします。次に報告第59号農用地区内の農地等の用途区分の除外の申し出について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案の訂正があります。番号15の農家住宅の面積ですが399.14㎡です。訂正をしてお詫び申し上げます。報告第59号番号14について報告書をもとにご説明いたします。番号14、事業主が大字□□□□番地、□□□□。申出者が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が1,346㎡の内35㎡。農家住宅の一部敷地拡張による除外です。番号15、事業主が大字□□□□番地、□□□□、外1名。申出人が大字□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が1,512㎡の内748.77㎡。農家住宅と自己用住宅の建設による除外です。番号16は番号15と関連事業になります。事業主が大字□□□□番地、□□□□。申出人が大字□□□□番地1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が602㎡の内338.38㎡です。農家住宅による除外です。102ページが分かりやすい図面になります。本件は農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たし、意見を求められたものです。ご審議をお願いします。
議長	何か質問はございませんか。
15番	県の許可はいつ頃下りる予定ですか。
局長	今回農業委員会にかけまして、意見はありませんとなったら県の方に申請します。
21番	番号15、16は農地転用が出るのですか。
局長	時期はわかりませんが、出てくると思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたら報告第59号の審議を終わります。次に事務局より説明をお願いします。
事務局	始めに農業委員会法改正に伴う農地利用最適化委員の担当区域についてご説明いたします。皆様の任期は7月19日で、翌20日

から新しい体制になります。農業委員と新しく農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があります。12月の市議会の定例会にこの条例案が提出されることとなっております。条例案の概要につきましては農業委員会の委員の定数を14人、農地利用最適化推進委員の定数を14人とするものでございます。農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員会の委員と同額の33,000円、実際には10パーセントカットになります。報酬条例の一部改正も併せて行われることになります。農業委員会の定数ですが、農業委員会等に関する法律の政令の中に定められております。本市の農業者数が農地所有適格法人も含めて923になっております。遊休農地率と農地集積率は国が示す基準に届いていないので非該当になり、14人になります。農地利用最適化推進委員の定数ですが政令の中に定数の上限の設定の仕方が定められています。農地面積100haに1人となっております。本市の農地面積は1,440haになりますので、100haで割りますと、小数点以下は切り上げになりますので15人以下ということになります。本市は14人で設定するという考えでございます。14人にした大きな理由は農業委員も14人、担当地区も14に分けます。農業委員も最適化推進委員と同じ担当地区に分けるので推進委員と連携をして現場での活動をしていただきたいということです。7月20日から新しい体制になり、最適化推進委員を委嘱するわけでございますが、委嘱に際しましては最適化推進委員に担当地区を割り振ることとなります。14地区に分けます。小学校区を基本として分けています。

引き続き遊休農地の勧告についてご説明いたします。本年7月から3月にかけて農業委員の皆様にも御協力いただいて遊休農地の利用意向調査を実施いたしました。市外在住の遊休農地の所有者の方には郵送で意向の確認をいたしました。その結果、遊休農地925筆の内148筆について農地中間管理機構への登録が行われました。それ以外の遊休農地については今年の8月から10月に農地利用状況調査を実施した際に遊休農地が意向通り取り組みがされているかどうかの確認をしました。その中で意向通りに取り組みがされていない遊休農地の中で、特に区画整理、基盤整備が実施されている優良農地内にある農地について、農地法に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を実施することになります。この勧告を11月30日付けで行いたいと思っております。農業委員会としては今一度勧告の対象となった遊休農地の所有者に対して勧告の前にお知らせの文書を送りたいと思っております。勧告を行うと遊休農地について平成29年度から固定資産税の額がおよそ1.8

倍になります。以上でございます。

局長 視察研修の日程表を示しておりますので、乗車場所を確認されて変更があれば報告をして下さい。11月8日に全国農業新聞の方が来庁されました。12月までに1人1部の普及をお願いします。農業者年金ですが平成28年度については契約を取っておりませんのでよろしくお願いいたします。1月の総会日ですが1月12日の木曜日に総合事務所の2階で行います。現地調査は1月6日の金曜日、山本委員、篠原委員にお願いをいたします。

次回の現地審査は12月5日、月曜日の9時から、松本委員、松村委員をお願いします。総会は12月9日金曜日の13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。

議長 以上をもちまして第29山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼)

お疲れ様でした。

閉会15時25分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
9 番委員

議事録署名委員
10 番委員